

全国食肉学校同窓会会則

(名 称)

第1条 本会は、「全国食肉学校同窓会」と称する。

(目 的)

第2条 本会は、会員相互の親睦、情報の交換をはかるとともに、全国食肉学校（以下「学校」という。）ならびに食肉産業の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦、連絡の促進に必要な事項
- (2) 会員名簿の作成
- (3) 会報、その他有益な印刷物やホームページでの情報発信
- (4) 食肉に関する講習会、研究会等の開催

(会 員)

第4条 本会の会員は、正会員、および賛助会員とする。

- (1) 正会員は、学校の卒業生および修了生とする。
- (2) 賛助会員は、学校の役職員および役職員であったものとする。

(組 織)

第5条 本会に、本部、地域支部を置く。その構成および機能は次のとおりとする。

- (1) 本部は、全会員をもって構成し、第3条に定める本会全体に関わる事業の企画実施ならびに地域支部に対する支援、指導を行う
- (2) 地域支部は、都道府県またはこれをこえる一定地域（海外を含む）に在住または在職する正会員をもって構成し、地域支部単位の事業を企画実施する
- (3) 本部の事務局は学校内に置き、地域支部の事務局は地域支部で決定した所とする

(本部の役員)

第6条 本部に、次の役員を置き、地域支部の正会員より選出する。

会	長	1人
副	会 長	2人
幹	事	2人
監	査 役	2人

2. 役員任期は原則として3年とし、再選を妨げない。欠員を生じた場合は、速やかに補欠選任するものとする。

3. 役員任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会および本部を代表して、会務および本部事務を統轄する
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、これを代行する
- (3) 幹事は、会長を補佐し、事業の推進に協力する
- (4) 監査役は、毎年度の会計を監査する

(本部事務局)

第7条 本部の事務局は、本会則および会長の指図により、本部の会計処理等の事務を行う。

会長は、学校に在職する正会員、賛助会員のうちから、学校の承認を得て、事務局長（教務部長が任）および若干名の事務局員を指名する。

2. 事務局に次の帳簿等を備え、本会の事業および事務を記録保管する。

- (1) 会計帳簿および会計関係証憑書類綴
- (2) 会員名簿
- (3) 会報（バックナンバー一式）
- (4) 事業記録綴
- (5) 本部役員会議事録
- (6) 各種発信・受信文書綴
- (7) その他、会長、本部役員会が必要と認めたもの

3. 会員名簿は、正会員、賛助会員の変更ごとに更新し、その他の帳簿等の記録については3年間保管とする。

(地域支部の役員)

第8条 地域支部に、原則として次の役員を置き、本部役員会において選任する。

地域支部	支部長	1人
	事務局長	1人
	事務局	2人

2. 役員任期は3年とし、再選を妨げない。欠員を生じた場合は、速やかに補欠選任する。
3. 役員任務は、次のとおりとする。
 - (1) 支部長は、地域支部を代表し、それぞれの会務を統轄する
 - (2) 事務局長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるときは、これを代行する
 - (3) 事務局は、支部長または事務局長を補佐し、事業の推進に当たるほか、帳簿等の記録、その他必要な事務を担当する
 - (4) その他必要役員については、それぞれの地域支部に任せることとする
4. 地域支部に、本部と同様の帳簿等を備え、記録保管する。

(議決機関)

第9条 本会の最高議決機関は、地域支部より選出された本部役員から構成する本部役員会とする。

2. 本部役員会は、会長が召集し、3年に1回の役員会開催のほか、必要により臨時に開催する。
3. 本部役員会の付議・報告事項は、次のとおりとする。
 - (1) 毎年度の本部の事業計画
 - (2) 毎年度の本部の事業報告、会計報告および監査報告
 - (3) 支部および連絡会の新設の承認
 - (4) 本部役員・地域支部役員の選任
 - (5) 会則の改正
 - (6) 入会金の額、徴収方法
 - (7) 報告事項（会員の異動、地域支部の活動状況）
 - (8) その他
4. 本部役員会の議長は、会長とする。また、委任状出席および代理人出席を認める。
5. 本部役員会の議事は、出席した構成員の2分の1以上をもって議決する。

(顧問)

第10条 本会に顧問を置き、学校長及び本部役員経験者に委嘱する。なお、本部役員経験者からの選任は本部役員会において行い、その任期については本部役員会で定めることができるものとする。

(事業費)

第11条 本部の事業費は、正会員の入会金、寄付金およびその他の収入をもって充当する。

2. 正会員の入会金は、学校卒業・修了時に徴収する。その額は、本部役員会で決定する。
3. 地域支部の事業費は、各正会員の会費、寄付金およびその他の収入をもって充当する。会費の額、徴収方法は各地域支部で決定する。

(本部・地域支部の協力)

- 第12条 本部、地域支部は、相互に必要な連絡をはかり、事業の推進に協力する。
2. 本部は、会議・会報・ホームページ等を通じ、本部および学校の動向、会員となる卒業生・修了生等を地域支部および会員に連絡する。
 3. 地域支部での会議等に出席する場合については、別に定める同窓会活動助成金等に関する内部規定により支出する。
 4. 地域支部は、本部に次の事項を報告する。
 - (1) 役員および会員の異動、住所、勤務先、電話・FAX番号、メールアドレス等
 - (2) 事業計画および事業報告等活動状況
 - (3) その他

(年 度)

第13条 本会の事業年度は、4月1日から3年後の3月31日までとする。なお、会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とし、会計報告は本部役員会に3年度分報告する。

付 則

本会則は、平成25年11月28日から実施する。
本会則は、令和2年10月29日から実施する。